

審 査 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第63条第 7 項
処 分 の 概 要	故障車両の整備確認
原 権 者	警察署長又は車両の整備に係る事項について権原を有する行政庁
法 令 の 定 め	第 4 項の規定によりはり付けられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両の必要な整備がされたことについて、内閣府令・国土交通省令で定める手続により、最寄りの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	1 日
申 請 先	各警察署及び各運輸支局
問 合 せ 先	各警察署交通課もしくは、警察本部交通部交通指導課取締指導係 (048-832-0110)
備 考	故障車両の整備確認の手続等に関する命令第 5 条 1 法第63条第 7 項の規定による確認を受けようとするときは、当該車両及び交付された整備通告書を、もよりの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁（以下「警察署長又は行政庁」という。）に提示するものとする。 2 警察署長又は行政庁は、当該車両が必要な整備をされていることを確認したときは、当該整備通告書が交付された場所を管轄する警察署長及び当該車両の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に対し、その旨を通知するものとする。